

# 令和元年 高年齢者給付金等説明会

高年齢者がいきいきと働け、社会の支え手として活躍し続ける生涯現役社会の実現

## 【高年齢者給付金等説明会 次第】

- |   |                |       |
|---|----------------|-------|
| 1 高年齢者雇用の現状と対策について  | 岐阜労働局、各公共職業安定所 | (15分) |
| 2 高齢・障害者雇用支援業務について  | 高齢・障害者業務課      | (15分) |
| 3 職業能力開発業務について  | 岐阜障害者職業センター    | (15分) |
|   | 岐阜職業能力開発促進センター | }     |
|   | 東海職業能力開発大学校    |       |
| 4 65歳超雇用推進助成金について<br>* 65歳超継続雇用促進コース<br>* 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース<br>* 高年齢者無期雇用転換コース | 高齢・障害者業務課      | (45分) |
| 5. 質疑応答   |                |       |

裏面申込書に必要事項をご記入の上、FAXにて、開催日の一週間前までに、お申込みください。  
(定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申込みください。)  
なお、お申込み後の確認はいたしません。定員を超えた場合のみご連絡させていただきます。

## ～65歳超雇用推進助成金のご案内～

### 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年のための廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

#### 主な支給要件

- 労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を旧定年年齢(※1)を上回る年齢に引上げること。
- 定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。また、改定後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
- 1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- 高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置(※2)を実施すること。

#### 支給額

- 定年の引上げ等の引上げた年数、60歳以上の被保険者数(※3)によって支給額が変わります。
- 年数や人数に応じて5万円から最高160万円[ただし1事業主あたり(企業単位)1回限り]

### 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度を整備するための措置(高年齢者雇用管理整備措置)を実施した事業主の皆様を助成します。

#### 措置の内容(注1)

- 高年齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し又は導入
- 法定の健康診断以外の健康管理制度(人間ドック又は生活習慣病予防検診)の導入

(注1)措置は、55歳以上の高年齢者を対象として労働協約又は就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

#### 支給額

支給対象経費(注2)の60%《75%》、ただし中小企業事業主以外は45%《60%》

(注2)措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費(経費の額にかかわらず、初回の申請に限り30万円の費用を要したものとみなします。)

《 》内は生産性要件を満たす場合。(※4)

### 高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用契約労働者に転換した事業主の皆様を助成します

#### 申請の流れ

- 無期雇用転換制度を整備
- 高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置(※2)を1つ以上実施
- 転換計画の作成、機構への計画申請
- 転換の実施後6か月分の賃金の支給
- 機構への支給申請

#### 支給額

- 対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)
- 生産性要件を満たす場合(※4)には対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)

※1 旧定年年齢とは...

就業規則等で定められていた定年年齢のうち、平成28年10月19日以降、最も高い年齢

※2 高年齢者雇用管理に関する措置とは...

(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等 (b)作業施設・方法の改善 (c)健康管理、安全衛生の配慮 (d)職域の拡大 (e)知識、経験等を活用できる配置 (f)賃金体系の見直し (g)勤務時間制度の弾力化のいずれか

※3 60歳以上の被保険者とは...

当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、期間の定めのない労働協約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

※4 生産性要件を満たす場合とは...

『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」がその3年度前に比べて6%以上伸びていること(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと)が要件です。

営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課

生産性＝

雇用保険被保険者数

(企業の場合)



FAX. 058-266-5329

## 令和元年 高年齢者給付金等説明会 参加申込書

申込日 令和元年 月 日

事業所名			
TEL	— —	FAX	— —
所在地	〒 —		
出席者	所属部課	氏名	

参加希望会場 ※下記会場のいずれか1つを選択して下さい

○印	回数	定員	日時	会場名	
	1回目	50	8月20日(火) 14:00~15:45	大垣①	大垣市情報工房 会議室4 住所:大垣市小野4-35-10 (0584-75-7000)
	2回目	50	8月22日(木) 13:30~15:15	多治見	パロー文化ホール(多治見市文化会館) 大会議室 住所:多治見十九田町2-8 (0572-23-2600)
	3回目	50	8月28日(水) 10:00~11:45	岐阜①	メディアコスモス かんがえるスタジオ 住所:岐阜市司町40-5 (058-265-4101)
	4回目	30	9月5日(木) 13:15~15:00	高山	高山市民文化会館 2-3練習室 住所:高山市昭和町1-188-1 (0577-33-8333)
	5回目	40	9月10日(火) 13:30~15:15	中津川	中津川公共職業安定所 合同庁舎5階会議室 住所:中津川市かやの木町4-3中津川合同庁舎 (0573-66-1337)
	6回目	40	9月13日(金) 13:30~15:15	美濃加茂	美濃加茂市民ミュージアム 研修室 住所:美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1 (0574-28-1110)
	7回目	30	9月18日(水) 10:00~11:45	岐阜②	OKBふれあい会館 小会議室(401) 住所:岐阜市数田南5-14-53 (058-277-1111)
	8回目	50	9月20日(金) 10:15~12:00	大垣②	大垣市情報工房 会議室4 住所:大垣市小野4-35-10 (0584-75-7000)
	9回目	35	10月3日(木) 13:30~15:15	土岐	岐阜職業能力開発促進センター (ポリテクセンター岐阜) 101会議室 住所:土岐市泉町定林寺字園戸963-2 (0572-54-3161)
	10回目	30	10月7日(月) 13:30~15:15	揖斐	東海職業能力開発大学校 会議室 住所:揖斐郡大野町古川1-2 (0585-34-3600)
	11回目	40	10月9日(水) 10:15~12:00	関	関市文化会館 第4会議室 住所:関市桜本町2-30-1 (0575-24-2525)
	12回目	50	10月18日(金) 14:00~15:45	岐阜③	メディアコスモス かんがえるスタジオ 住所:岐阜市司町40-5 (058-265-4101)

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を遵守し、ご記入いただいた個人情報は説明会に関する事務処理にのみ利用させていただきます。

## 問合せ先

処理欄

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部 高齢・障害者業務課  
〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-frontⅡ 7F  
TEL 058-265-5823 FAX 058-266-5329 担当:水谷、大坪